

平成 3 0 年
第 3 4 回嬉野市農業委員会
総会議事録

平成 3 0 年 4 月 2 日

嬉野市農業委員会

平成30年 第34回嬉野市農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地等形状変更届出について		
	1	五町田辺田 田の畑に転換	H30.4.2	承認
報告第2号		農地法第4条第1項第8号の規定による届出について		
	1	岩屋川内井手口 農道	H30.4.2	承認
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	久間桜谷 賃借権	H30.4.2	承認
	2	下野一本松 賃借権	H30.4.2	承認
	3	下宿二本栗 賃借権	H30.4.2	承認
	4	久間丹生野 使用貸借権	H30.4.2	承認
	5	下宿高尾下 使用貸借権	H30.4.2	承認
	6	大草野臥木 使用貸借権	H30.4.2	承認
	7	不動山猿ノ鼻 使用貸借権	H30.4.2	承認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩 1～26	久間一本谷 外56筆 賃借権・使用貸借権	H30.4.2	承認
	嬉 1～23	下宿一本栗 外63筆 賃借権・使用貸借権	H30.4.2	承認
		所有権移転		
	1	真崎三本松 外3筆 あっせん	H30.4.2	承認
	2	谷所一本杉 外1筆 あっせん	H30.4.2	承認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	下宿横鹿倉 外36筆 使用貸借権	H30.4.2	許可
	2	下宿高尾下 無償交換	H30.4.2	許可
	3	下野一本椎 無償交換	H30.4.2	許可
議案第4号		農地法第4条の規定による申請の承認について		
	1	下野一本杉四 太陽光発電設備設置	H30.4.2	承認
	2	下野一本杉四 外1筆 植林	H30.4.2	承認
	3	大草野竹ノ下 進入路	H30.4.2	承認
	4	大草野多々良 太陽光発電設備設置	H30.4.2	承認

議案第 5 号		農地法第 5 条の規定による申請の承認について		
	1	大草野石丸太 外 2 筆 施工ヤード設置	H30.4.2	承 認
議案第 6 号		下限面積（別段の面積）の設定について	H30.4.2	決 定

平成30年 第34回嬉野市農業委員会総会議事録

- 1 招 集 年 月 日 平成30年4月2日
- 2 招 集 場 所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1 会議室
- 3 開 会 日 時 開会 平成30年4月2日 午後1時30分 議長 西田 昭義
及 び 宣 告 閉会 平成30年4月2日 午後2時42分 議長 西田 昭義
- 4 会議の公開の 非公開
可 否 ・ 理 由 非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条
第1項の規定による
- 5 出席及び欠席委員並びに職員 出席委員22名 欠席委員3名

(農業委員)

席次	氏 名	出欠	備 考	席次	氏 名	出欠	備 考
会長	西田昭義	出	議 長	13	田島昭英	出	
1	松元正行	欠		14	大島栄吉	欠	
2	水川靖廣	出		15	宮崎 勇	出	
3	川原安幸	出		16	植松和幸	出	
4	稲富 茂	欠		17	一ノ瀬宏則	出	
5	白川久美子	出		18	馬場みどり	出	
6	富永敏文	出	班 長	19	池田藤巳	出	議事録署名
7	小森隆昭	出		20	井手寛紀	出	議事録署名
8	淵野厚由	出		21	前田安一	出	
9	川内利光	出	憲章朗読	22	山崎 正	出	
10	松尾 直	出		23	山口智佐代	出	
11	江口幸一郎	出		24	武藤 正	出	
12	池田博幸	出					

(職員等)

農業委員会事務局長	白石 伸之	農業員会事務局主事	三根 拓己
農業員会事務局主事	永田 良子	農林課副課長	小原 和子

6 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 報告第1号 農地等形状変更届出について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 議案第1号 農用地利用集積計画の解約について
- 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について
- 議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について
- 議案第6号 下限面積（別段の面積）の設定について

7 会議の概要

局長 定刻になりました。

本日は、松元副会長、稲富委員、大島委員が欠席です。出席委員は２２名、定足数に達していますので、西田会長の御挨拶の後、議長の開会宣告をお願いいたします。

会長 (挨拶等)

本日の農業委員会憲章の朗読は、議席番号 9 番川内委員にお願いします。全員、御起立ください。

(当番委員の発声)・・・全員で唱和
御着席ください。

議長 それでは、ただ今から、平成30年第34回嬉野市農業委員会総会を開会いたします。本日、議題としますのは、報告2件と議案は6件で、審議事項は68件です。

本日の議事録署名委員は、議席番号１９番池田藤巳委員と２０番井手委員を指名します。よろしくお願いします。

[illegible]

議長 それでは、(議案書 1 ページ) 報告第 1 号 農地等形状変更届出についてです。

整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、整理番号1番です。

届出人は 美野辺田の ○○○○ 様です。

所在地は、大字五町田 辺田 ○○○番○

地目は田 面積は158㎡です。

理由は、水が無く田植えができず、田として使用できないため、田を畑に転換したいということです。

図面は2ページと3ページ、写真は1番を御覧ください。以上です。

議長 この件について、渚野委員、地区担当委員としての説明、意見をお願いします。

担当委員 若干形状変更をなさっておりますが、水が入らないということで、問題ない
と考えます。

議長 続いて、3月29日に3班で実施した事前審査の結果について、班長の 富永委員、報告をお願いします。

班 長 現状は周りが住宅で有り、水利はありますが、水田には難しい状態で、仕方ないと思います。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですね。この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

「全員挙手」

議長 はい、農地等形状変更届出について、整理番号1番については、全員了承です。

[illegible]

議長 次に、(議案書４ページ) 報告第２号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出についてです。整理番号１番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページ、整理番号1番です。

届出人は 上岩屋の ○○○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 井手口 ○○○番

地目は田 面積は（3,404㎡のうち）60㎡です。

用途目的は、農業用通路で、事由として、農地の利用の増進のために必要であることから、転用したいということになります。

農地法施行規則第29条第1号の規定により、(農地を農業用施設として転用する場合には、特例として、自己の農地の保全又は利用上必要な施設(例・

自らの耕作の事業のための道路、用排水路、^{どどめこう}土留工、防風林等の施設)に転用

議長
担当委員

では、池田藤巳委員、地区担当委員としての説明、意見をお願いします。
別にありません。

議	長
班	長

きいさらんかに隣接する農地ではありますが、問題ないと考えます。

議	長
委	員

新しい施設ができて、みんなが活用できる道路であり助かっております。

委員	
議長	

無いようですね。この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

議長

農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、整理番号1番については、全員了承です。

議長

皆さんに、お諮りします。整理番号１番と４番については、借受人が同一人ですので、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員

議長

はい、異議なしと認めます。整理番号１番と４番について、事務局の説明を求めます。

事務局

借受人は 同じく堤ノ上の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 丹生野 ○○○番○ 地目は田 面積は547㎡、
利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。

期間は平成29年6月1日から平成39年5月31日までです。

解約理由は、借受人が高齢で耕作できないためということです。合意解約
した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番及び4番については、原
案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約につ
いて、整理番号1番及び4番については、原案どおり承認することに決定
しました。

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号2番です。

貸付人は 式浪の ○○○○ 様、

借受人は 内野内野山の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 一本松 ○○○番 地目は田 面積は1,866㎡
です。

利用権区分は賃借権で、目的は米です。

小作料は、反当り45kg、年84kgです。

期間は平成27年6月1日から平成30年5月31日までです。

解約理由は、借り手人の都合によるためということです。農地法第18条
第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案どおり
承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約につ
いて、整理番号2番については、原案どおり承認することに決定いたしま
した。

議 長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番です。

貸付人は 下宿の ○○○○ 様、

借受人は 同じく下宿の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 二本栗 ○○○番 地目は田 面積は339㎡、
利用権区分は賃借権で、目的は米です。

小作料は、反当り 9, 0 0 0 円、年 3, 0 5 1 円です。

期間は平成 2 5 年 7 月 1 0 日から平成 3 0 年 7 月 9 日までです。

解約理由は、猪による農作物被害のためということです。農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 3 番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第 1 号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号 3 番については、原案どおり承認することに決定しました。

議 長

事 務 局

次に、(議案書 8 ページ) 整理番号 5 番について、事務局の説明を求めます。議案書 8 ページ、整理番号 5 番です。

貸付人は 下宿の ○○○○ 様、

借受人は 同じく下宿の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 高尾下 ○○○番 地目は田

面積は 3, 4 4 8 m²、利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。

期間は平成 2 2 年 5 月 6 日から平成 3 2 年 5 月 5 日までです。

解約理由は、農地法第 3 条により、所有権の移転をするためということです。合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

委 員

事 務 局

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

親子ですか。

親子です。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 5 番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第 1 号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号 5 番については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長

事 務 局

次に、整理番号 6 番について、事務局の説明を求めます。

整理番号 6 番です。

貸付人は 長崎県長崎市の ○○○○ 様、

借受人は 南上の ○○○○ 様です。

所在地は、大字大草野 臥木 ○○○番○

地目は田 面積は (2, 1 3 4 m²のうち) 1, 1 2 0 m²、

利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。

解約理由は、耕作面積を変更して、改めて利用権を設定する（別添の表・塩田町の分整理番号15番）ためということです。合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号6番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

議長 はい、異議なしと認めます。議案第 1 号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号 6 番については、原案どおり承認することに決定いたしました。

解約理由は、水が不足する状態になっており、水田として耕作できないためということです。合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号7番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

議長 はい、異議なしと認めます。議案第 1 号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号 7 番については、原案どおり承認することに決定いたしました。

皆さんに、お諮りします。利用権設定塩田町の分整理番号1番から26番までを一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員 「「異議なし」と呼ぶ者あり」

議長 はい、異議なしと認めます。(別添の表1ページ目から4ページ目) 利用権設定塩田町の分整理番号1番から26番までについて、農林課の説明を求めます。

農林課 別添の表、1ページ目から4ページ目を御覧ください。
利用権設定塩田町の分整理番号1番から26番までについてです。
貸し手人は 北下久間の ○○○○ 様、外22名様です。
借り手人は 同じく北下久間の ○○○○ 様、外18名様です。
所在地は、大字久間 一本谷 ○○○番、外56筆(田48筆、畑9筆)
面積は合計で53,476㎡(田50,291㎡、畑3,185㎡)です。
利用権は賃借権と使用貸借権、期間は1年から10年間で、新規設定と再設定です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長 それでは、塩田町の分整理番号1番から26番までについて、質疑を行います。何か、質問、意見はありませんか。

委員 整理番号9番、12番について、分ける理由があったのか。
農林課 補足ですが整理番号13番の耕作面積が記入されておりません。自作が2,917㎡、借地20,362㎡、合計で23,279㎡です。

委員 整理番号1番のキロ数が違うのでは。
農林課 申し訳ございません。91.7kgに訂正をお願いします。

議長 他にありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。塩田町の分整理番号1番から26番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定塩田町の分整理番号1番から26番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

議長 次に、利用権設定嬉野町の分です。

皆さんに、お諮りします。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から23番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 異議なしと認めます。(別添の表5ページ目から8ページ目) 利用権設定嬉野町の分整理番号1番から23番までについて、農林課の説明を求めます。

農林課 5ページ目から8ページ目を御覧ください。整理番号1番から23番までです。

貸し手人は 東吉田の ○○○○ 様、外20名様です。

借り手人は 西吉田の ○○○○ 様、外 16 名様です。

所在地は、大字吉田 上万属 ○○○番、外 63 筆

(田 34 筆、畑 30 筆)

面積は合計で 47,999㎡ (田 38,522㎡、畑 9,477㎡) です。

利用権は賃借権と使用貸借権、期間は 3 年から 10 年間で、新規設定と再設定です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長 それでは、嬉野町の分整理番号 1 番から 23 番までについて、質疑を行います。何か、質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号 1 番から 23 番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定嬉野町の分整理番号 1 番から 23 番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

.....

議長 次に、(別添の表 5 枚目最終ページ) 利用権設定 農地中間管理機構の塩田町の分です。お諮りします。整理番号 2 番の案件については、○○委員が買い手人となっていますので、これを先に審議したいと思います。異議ありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 ○○委員は、嬉野市農業委員会総会会議規則第 20 条の規定により、審議開始から終了まで退室してください。

(○○委員退室)

では、整理番号 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局 別添の表 5 枚目最終ページを御覧ください。利用権設定農地中間管理機構の塩田町の分整理番号 2 番です。

売り手人は 公益社団法人 佐賀県農業公社 様、

買い手人は 山口の ○○○○ 様です。

所在地は、大字谷所 一本杉 ○○○番、外 1 筆

地目は 2 筆とも田 面積は合計で 1,851㎡

所有権移転の種類は、あっせんで、利用目的は米です。

対価としましては、反当たり 500,000 円、全体で 925,500 円です。

議長 それでは、農地中間管理機構の塩田町の分整理番号 2 番について、質疑を行います。何か、質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

無いようですので、採決に入ります。農地中間管理機構の塩田町の分整理番号2番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

異議なしと認めます。

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定中間管理
機構の塩田町の分整理番号 2 番については、原案どおり承認することに決定
しました。 ○○委員に、入室するように、事務局伝えてください。

(〇〇委員入室・着席)

事務局

審議を続けます。整理番号１番について、事務局の説明を求めます。

整理番号 1 番です。

売り手人は 公益社団法人 佐賀県農業公社 様、

買い手人は 大牟田の ○○○○ 様です。

所在地は、大字真崎 三本松 ○○○番○、外3筆

地目は3筆が田、1筆が畑です。

面積は合計で7,141 m²、

所有権移転の種類は、あつて、利用目的は米、その他です。

対価としましては、反当たり 田が800,000円、畑が260,000円

全体で5,600,000円です。

議長

それでは、中間管理機構の塩田町の分整理番号 1 番について質疑を行ない
ます。何か、質問、意見はございませんか。

委員

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長

無いようですので、採決に入ります。中間管理機構の塩田町の分整理番号1番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員举手」

議	長
---	---

異議なしと認めます。

議案第２号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定 農地
中間管理機構の塩田町の分整理番号１番については、原案どおり承認する
ことに決定しました。

[illegible]

議長

次に、（議案書 9 ページ）議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可についてを、議題とします。

整理番号 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 9 ページ、整理番号 1 番です。使用貸借による権利の設定です。

貸付人は 内野内野山の ○○○○ 様、

借受人は 同内野内野山の ○○○○ 様です。

所在地は、次のページ、別紙①を御覧ください。

大字下宿 横鹿倉 ○○○番○、外 3 6 筆

地目は田と畑（田 2 筆、畑 3 5 筆）

面積は合計で 1 7, 9 1 7 m²（田 3, 0 5 3 m²、畑 1 4, 8 6 4 m²）です。

権利移転の理由は、経営移譲年金受給のためということです。

図面は 1 1 ページから 1 4 ページを御覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号 1 番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 1 番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 整理番号 1 番については、原案どおり許可することに決定しました。

議 長

お諮りします。整理番号 2 番と整理番号 3 番については、相互交換という関連案件ですので、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、異議なしと認めます。整理番号 2 番と 3 番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号 2 番と 3 番は、交換による所有権の移転です。

整理番号 2 番です。

譲渡人は 下宿の ○○○○ 様、

譲受人は 内野内野山の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 高尾下 ○○○番

地目は田 面積は 3, 4 4 8 m²です。

次に、整理番号 3 番です。

譲渡人は 内野内野山の ○○○○ 様、

譲受人は 下宿の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 一本椎 ○○○番

地目は田 面積は 3, 0 5 6 m²です。

自作地の相互交換による譲渡・譲受ということです。

図面は 1 5 ページから 1 8 ページを御覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号 2 番と 3 番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 2 番と 3 番について、原案ど

[全員挙手]

異議なしと認めます。

[illegible]

議案書 19 ページです、整理番号 1 番です。

所在地は、大字下野 一本杉四 ○○○番○

東は宅地、雑種地　西は宅地　南は道路　北は原野です。

図面は 20 ページと 21 ページ、写真は 3 番を御覧ください。以上です。

松尾委員、地区担当委員としての説明、意見をお願いします。

別にありません。

続いて、富永班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

申請地となっているところが、自宅となります。そこに太陽光設置すると言うことで問題ありません。

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号１番については、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

はい、異議なしと認めます。

.....

次に、整理番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

整理番号2番です。申請人の認識不足により、既に植林されていますので、

始末書を付けての申請です。

申請人は 下吉田の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 一本杉四 ○○○番○、外1筆

地目は2筆とも畑 面積は合計で1,620㎡です。 用途目的は、植林

事由は、申請地は、現在休耕地であり、今後の耕作の見通しもない。農地の維持・管理が困難なため、植林として転用したいということです。

東は畑、山林 西は山林、畑 南はため池、山林 北は山林、道路です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

図面は22ページから24ページ、写真は4番を御覧ください。以上です。

議 長

松尾委員、地区担当委員としての説明、意見をお願いします。

担当委員

山林でありますので別に問題ありません。

議 長

続いて、富永班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

申請地が①と②があります。別に問題ありません。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番です。申請人の認識不足により、既に進入路にされていますので、始末書を付けての申請です。

申請人は 五代の ○○○○ 様です。

所在地は、大字大草野 竹ノ下 ○○○番○

地目は畑 面積は29㎡です。 用途目的は、進入路

事由は、申請地は、現在休耕地であり、耕作の見通しもない。宅地への進入が狭いため、進入路として転用したいということです。

東は宅地、 西は道路 南は道路 北は田です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

図面は25ページと26ページ、写真は5番を御覧ください。以上です。

議 長

では、富永班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

議 長 次に、（議案書 29 ページ）議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について、議題といたします。整理番号 1 番について、事務局の説明を求

0アールと設定することについて、意見ありませんか。

議長

新規参入者、何も土地を持たない方が農業をしたいというところで、本来に50アールでよいのか？という問題が出てくる。この辺の所を条件付きで別途協議するぐらいでいきたいが。新規参入者がハウスを建てたとします。キュウリで600坪、2反、何のかんのして、2反5せ面積がいる。高齢者がもうしきらんけん、どうせなら買ってくれないかとなった場合よいのではないかと、2反5せなら買えるけど5反は買えないということが出てくるのではないかと問題が出てくるかと考えます。5反は下限面積としてよいが、新規参入者が出てきた場合は、別途協議するという形がとれないかと思うが、どうでしょうか。

委員

新聞に空き家というのがあり、家付き、土地付きに農地がある場合足かせになっている。特例として緩和する自治体が出てきている。そういう特例というのが出来るのか。

委員

会長さんが言われたように、新規参入者が研修施設を出てきて、そういう事例が今後考えられる。それと、最近では、高齢化で買ってくれないかということがさらに増えてくると考えられます。そうした場合に、面積下限で隣から土地を買ってくれんねとあった場合、今後耕作放棄地が増えることから面積の縛りでどうにも出来ない。適任であれば買えるようになればよいが。

事務局

県内でも〇〇市さんであったり、近くは〇〇市さんが規定として設けられている。空き家の場合では1㎡でも農地がくっついていればアウトとなっている。全国でも最小の1㎡となっています。先程、会長の方から新規参入者を求めるという形であれば、収入を得て農業として営まれるとなれば農業委員さんで協議頂いて、設定して行くことが必要な世の中の流れとなっているため、事務局で資料を集めている状況です。

議長

土地利用で入ってくるのはなかなか難しいとおもうが、それは50アールでもよいが、キュウリを作る場合でも最低2反は必要と考える。品目によっても違うと思う。今事務局長が言われたように、新規参入者の場合は別途検討し、設定することができるようなので、それでよいでしょうか。

委員

「賛成」との声

議長

それでは、下限面積（別段の面積）について、平成30年度の下限面積（別段の面積）は、50アールと設定することと新規参入者については別途設定するに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。

議長

川内委員が言われた空き家に対しても考慮して頂くとのことで

事務局

考え方が2つありまして、新規参入者と空き家付き物件で市長部局と協議しながら、農業委員会としては、新規就農者、参入者を増やしていくということで、法令等の資料を集めながら、再度報告したいと考えております。

委 員
事 務 局

それでは、この議案は来月に持ち越しとなるのですか。

決議としては、50アールで、他の件につきましては、提案、承認を頂くことになります。

議 長

それでは、みなさんよろしいですか。

委 員

「異議なし」との声

議 長

それでは、事務局へ新規参入、空き家について、次回もしくは出来次第お願いします。

以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。

お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

それでは、会議を閉じます。

平成30年 第34回嬉野市農業委員会総会を閉会します。

(午後 14 時 42 分 閉会)